

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一一節 京都市電の争議

一、争議の背景

一九五一年の越年闘争はかつてない大きな規模で闘われた。なかでも三越の争議と京都市電のストがいずれも年の暮の市民に多くの論題を提供し喧伝され、東と西に大きく注視を浴びるに至ったのは、これらが直接市民生活に与えた影響もさることながら、やはりそれなりの特筆すべき争議としての要素をもっていたことによる。もとよりこの争議が単独に忽然として浮かび上がったものではなく、従来の闘いの継続された成果として、また大企業の組織下にある数百万労働者との共闘の下に闘われたものであることは、三越の場合然り、京都の場合もまた同じであって、(一)地方公務員として合法的な制限の枠の外で闘われたことと、(二)地域共闘への結集が京都の統一戦線を質的に高めさせたこととはこの争議の二大特徴であった。ではこれらの特徴を見事に生かしてストに入るまでの全国市労連ならびに京都全体の情勢はどうであったか。

ベース・アップ(平均二、三〇〇円)要求中の大阪、神戸、京都、横浜の四大市労連では一二月一七日、四割賜暇、定時退庁、安全運転、安全給水の既定方針通り一斉に遵法闘争に入った。このうち横浜、神戸は年明けの給与引上げの見通しが立ったので実力行使突入の直後に中止命令を発し、大阪が市電、市バスの約三割減車、京都が五割減車で、三割一四割の賜暇闘争を行った。しかし各市労連間の共闘体制はきわめて不十分で、一八日に大阪市労連が人事委員会のあっせんを受諾してしまうと、一二月二日の「一斉休暇をふくむ実力行使も辞せず」とする五大市共闘の闘争宣言にはじまったベース・アップ闘争もここで一応うちきられるかに見えた。これに対し京都の情勢は大分異っていた。すでに社・共・労の階級政党の統一行動を中心にいわゆる民主統一戦線が形成され、府知事、市長、参議院議員等の選挙に勝利を収めて闘ってきた京都全体の市民の動向は、経済的、政治的な労働者の要求に対してはいつも大きな支持を約束していた。全官公・市労連を中核とする労働者の共闘戦線もまた大きく発展し、闘争の主軸となった交通労組も夏期闘争をここでもう一度もり上げようとする根強い意欲を見せていた。大衆は坐りこみ、増車サービス等の合法闘争の経験をへて、新たに戦術を転換して断固ストに突入することになった。

この間、他の企業との共闘も進められ、私鉄の越年闘争は市の交通労働者の応援で闘われ成功を改め、京都市内のあらゆる経営で越年闘争は全面的に拡大して行った。各職場・車庫での闘いに京大・立命大などの学生が参加して天皇行幸事件を訴えるなどの風景もあった。職場大会の要求には公安条例撤廃、ゼネ禁法・団規法反対、両条約粉碎などの政治的要求が、職階制打破、最低八、〇〇〇円、平均一二、〇〇〇円の賃上げ、越年資金二ヵ月分などの経済要求とともに取上げられた。このようなもり上りを背景として京交労を中心に市区職の応援するいわゆる京都市電の

ストライキは、公安条例および官公庁労働者からスト権を奪った政令二〇一号と真向うから取組み、文字通り実力で闘いとった輝かしいものであった。

## 二、争議の経過

五大市労連のベース・アップ闘争が京都を残してつぎつぎに妥結した後、京都市労連と理事者側との越年資金、ベース・アップをめぐる交渉は一八日夜から徹宵して行われ翌朝ついに決裂した。このため全市電、市バスは一九日初発から運転を休止、区職ならびに水道支部もそれぞれスト態勢に入った。京都市交労の全員賜暇闘争について京都地検はこれを政令二〇一号違反の容疑ありとし幹部検挙の方針で臨むことを明らかにしたので、ストは当初から非常な困難さを伴った。

一九日朝スト突入直前に、一車庫では組合幹部を含む職制は「業務命令は組合指令に優先する。車を出せ」と呼びかけた。これに対して労働者側は青年行動隊を結成して実力闘争を宣言し、レールの上に枕木を積みその上に坐りこむという拳に出た、また警察の武力干渉に備えて枕木・大八車・ドラム缶・ついで薪などで高さ二三メートルのバリケードを築いたり、自動車のタイヤの空気を抜きギヤーをはずし、ついには火のついた薪・車輛の鉄棒・石・水をなげつけて衝突するというさまざまの闘争ぶりを示した。翌二〇日もなおストが続行されるに及んで地検は政令二〇一号違反を適用することとし、市交労中闘委員長ら五名の逮捕状を請求するとともに八カ所を急襲して三名を逮捕した。しかし市電の闘争を中心とする各産業労働者をはじめ、農民・学生・市民の共闘は次第に拡大し、広汎な地域闘争としての性格を帯びてきた、教組は二〇日一斉賜暇を決議、府職とともに連日府庁に坐り込みをかけた。市大の教授も坐り込みに参加し、中小工業の闘争に立ち上るものも数多く、自由労働者は「モチ代一万円よこせ」「市電が勝たぬと俺らも勝てぬ」と統一行動に参加、数千名を動員して防衛隊を組織した。朝鮮人はたき出しで交労の労働者を応援し、学生は京大・立命大・同志社・学芸大などを中心に「学生スト防衛隊」を組織した。国鉄・私鉄の労働者も共闘に入り、二〇日ストに入った鐘紡の婦人労働者をはじめ、大阪・神戸など近県の労働団体からは、激励やカンパが寄せられ、三日間足をうばわれた市民の支持も与って力があつた。そしてこの間の闘争の中で、かつては民主戦線候補として当選した高山市長が「魂まで売国奴に売りわたした」といわれるまでになったことがとくに注目された。

二一日、スト第三日に至るもなお理事者と組合双方の歩みよりは全くなく、唯一の望みをかけられた市会のあつせんも、静観的態度の保守派議員と早急あつせんに乗出そうとする革新派議員との意見の喰違いでまとまらないため、さらに意見の調整と争議解決への糸口を見出す努力が続けられていたが、高山市長のストを中止せぬ限り交渉に応じないとする態度に組合側も硬化し、検挙者の帰るまでスト態勢を解かないと声明した。地検でも協議の結果「現状がすでに合法の線を逸脱した最悪事態である」と断定し、長びけば幹部総検挙もやむを得ずとの方針で臨んだ。またこの日までに政令二〇一号違反容疑の検挙者は一二名におよんだ。

二二日午前〇時過ぎ、漸く力及ばずと見た組合側は市会の調停になる「団交再開案」を受諾し、一時六分中闘前のバリケードを撤去したのを皮切りに、つぎつぎにスト態勢を解除、五時から団交を再開した。交渉は理事者の譲歩で一〇時すぎついに妥結、さしもの京都市労働争議も一応終りをつけ、続く逮捕者の即時釈放と弾圧諸法令廃止を要求する抗議闘争へ移行することとなった。

二八日、市労連は決意を新たにすべくつぎのようなアピールを発した。

全国同志諸君に訴う

京都市労連一万の労働者は、一万二千元ベースと越年資金二ヵ月分の要求をかけた、三

カ月の長期にわたる斗争を闘いぬいた。

この闘いは、組合員の生活を守る闘いであると同時に、講和・安保の両条約によって日本民族を永久に外国の鉄鎖につながんとする吉田売国内閣の再軍備政策と軍事予算に真向から対立する平和を守る闘いであり、且つ憲法をジュウリンして労働者の権利であるスト権を奪わんとする政令二〇一号地方公務員法、ゼネスト禁止法案、団体等規正法案とに真正面から四つに組んだ斗争であった。

京交労を中軸とするこの実力斗争は、全日本の反動どもを根底から動揺させるとともに、全国の労働者にはかり知れぬ勇氣と確信を与えたものと信ずる。

これを恐れた反動は、ついに全市警を動員し、見なれない大男までが乗り出し市労連委員長タカノ氏、京交中斗委員長中内氏をはじめ一二名をタイホし、一挙に斗争をおしつぶし、京都民主戦線の中核部隊である市労連を破壊せんとした。

京交労働者は、市区職の応援のもとにバリケードを築き、実力を以てこれを撃退し、妥結に至るまでの三日間一糸みだれね団結のもとに斗争を守り抜いた。

しかしながらわれわれは彼我の力関係を検討し、組織の統一を図るために一二月二二日早朝に至り、涙と怒りのうちに当局案を受諾せざるを得なかった。

そしていま、われわれはタイホ者の即時無罪釈放と弾圧諸法令の廃止を要求して闘っているが、これに対して検察当局並に市当局は、幹部の投獄と大量首切りを強行し、更に弾圧を加えんと意図している。

全国の労働者農民諸君！

全国の平和愛好者諸君！

われわれのこの闘いに対して全国の労働者農民諸君、平和愛好者諸君がただちに応援と抗議の波をまきおこされんことを切に訴える。

一九五一年一二月二八日

京都市労連

### 三、争議の意義とその後の発展

一、この争議は合法闘争の枠を打破って行われた。

京都全官公では市労連の闘争に対して一二月二七日つぎの要旨の声明を發表した。

「京都市電、市バスの労働者は、ストライキをもって全京都の労働者の先頭に立ち、これに確信を得た電産、府職、京教組をはじめ無数の労働者の越年闘争を勝利させた。しかし更に偉大な勝利は官公庁労働者からストライキ権を奪った政令二〇一号をミジンに打砕き、ゼネスト禁止法案を叩き返すための闘いの道を、全労働者に身を以て示したことである。高山市長は、吉田内閣と闘おうとせず警察権力と結び、弾圧に乗り出したが、市労連の労働者は、戦争に反対する全世界人民の支持を得ているし、決して孤立しないであろう。」

二、京都の統一戦線が新しく質的に発展するきっかけとなった。

すでに地方選挙以来、京都における民主民族戦線の基礎は不動のものと思われていたにもかかわらず、この闘争を通じてその限界が明らかにされたことは、高山市長の評価を変えざるをえなかった事実とともに、大きな問題を投げかけた。また労組、議員団などの内部における従来の民統戦線内の動揺傾向も見逃しえなかった。これら統一戦線強化の課題を遂行するための主要点として、「下部に闘争の重点を」とする今次ストの眼目を起点として、大衆の要求を基礎としてこれを政治的に高める方向の中で、強固な統一を闘いとるべきことが自己批判として指摘されているが、この事は一応統一戦線の形成に成功してきた京都の場合でも、内部的分裂を免れえないことを見透し、新たな統一戦線の質的発展へのきっかけをつくりだしたものといえよう。

三、右にいわれるような欠陥はあったが、交労の闘争が官公庁労働者をはじめ各産業労働組合、教員、教授、学生、各民主団体との共闘を得、一般市民、商人などの支持の下に闘われたことは、

これまでの民主統一戦線の闘いの大きな成果であって、この闘争がいわば地方権力闘争の一環として闘われたことが最も大きな特徴であり最大の意義である。

以上のような成果をおさめた後、闘いは新しい段階に移った、一二月二八日、被検束者を釈放させるとともに団交を再開し、数項目の経済要求を獲得した。翌年一月八日の交労大会は政令二〇一号の撤廃、幹部の処分撤回、公安条例の廃止、吉田内閣打倒を決議し、高山市長に対する抗議文ならびに警告文を決定、両条約粉碎、平和と独立のために闘うことなどを確認した。一月一七日の全京都の労働組合代表者会議にはあらゆる団体から代表を集め、総評と全官公との共闘を確認、公安条例撤廃の署名運動を中心に労働者、中小企業、一般市民の地域共闘に結集することなどを申合せた。こうして京都交通労働者のストに始った京都の越年闘争は、全市的な闘いへとうけつがれ、翌年もまた年初から私鉄の賃上げを中心に各種の形態での闘争が展開されて行ったのである。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---